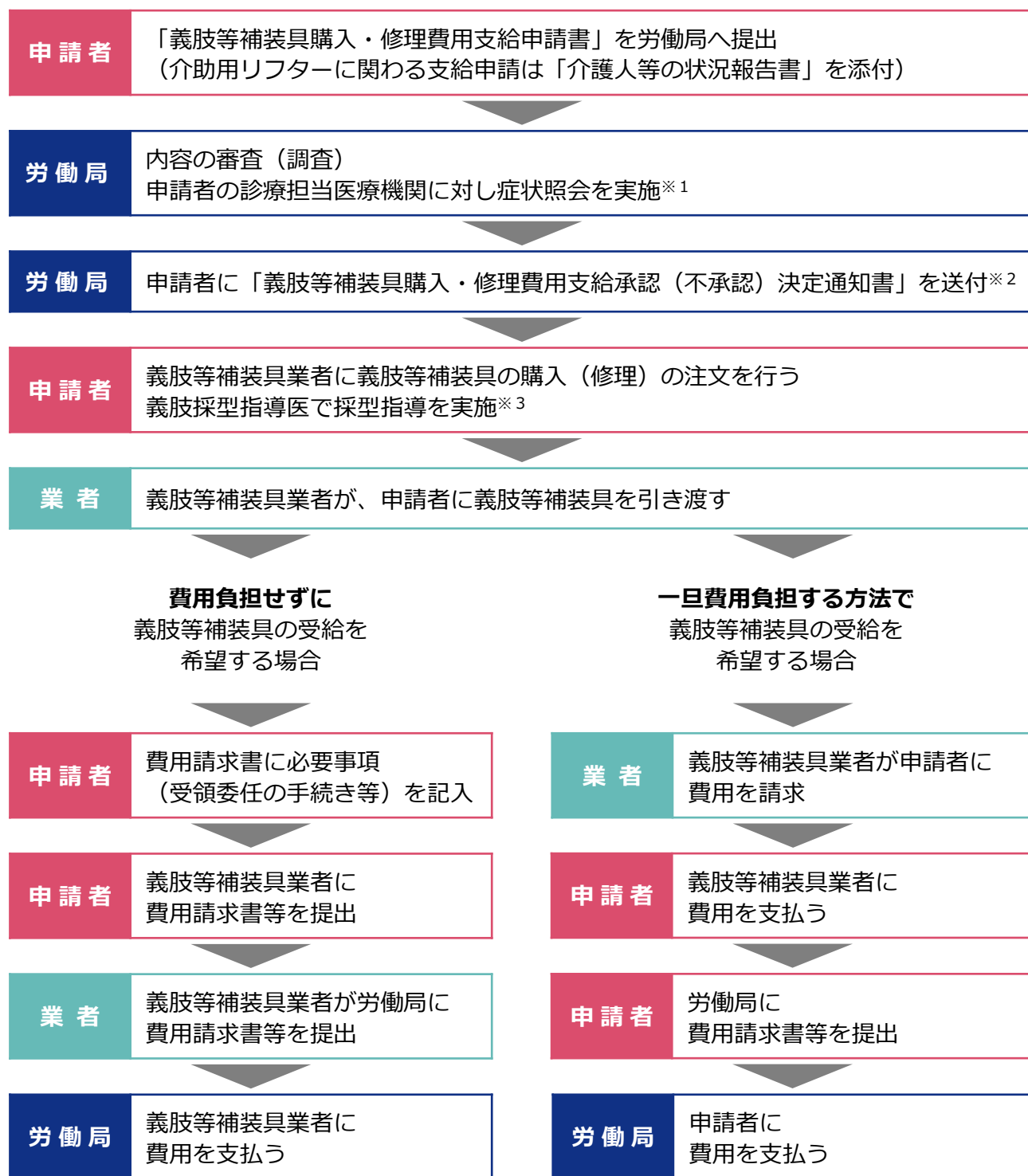


## 義肢等補装具の購入・修理費用支給の流れ（筋電電動義手の購入を除く）



- ※ 1 症状照会を実施する種目：  
眼鏡（コンタクトレンズに限る）、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、重度障害者用意思伝達装置
- ※ 2 決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求ができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求はできません。
- ※ 3 採型指導を実施する種目：  
義肢、筋電電動義手、上肢装具と下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子